

横浜市

保健行政医師

(公衆衛生医師)

採用選考

募集案内

## ～ 横浜市の保健行政 ～

横浜市は人口370万人を超える日本最大の都市です。「政令指定都市」として市町村業務に加え、県の行う業務についても自らの責任と権限において実施しており、独自性を発揮しながら幅広い行政サービスを提供しています。

保健行政の領域においても、いわゆる県型の保健所が行う保健事業(防疫等)と市町村が行う保健業務(乳幼児健診等)の両方について市民サービスを提供できることが第1の特徴です。

第2の特徴は福祉保健センターです。これは、保健サービスと福祉サービスを一元的に提供するため、各区に従来設置されていた保健所と福祉事務所を組織統合したものです。各区役所の組織に属し、区の自主事業等、地域の福祉・保健ニーズを踏まえたサービスを提供しています。また、各区福祉保健センターと、保健・福祉・医療施策の統合的・一体的な実施を目指す健康福祉局が、地域住民や関係団体等と密接に連携しながら、市民のライフステージ全般にわたる健康づくりを支援しています。

また、第3の特徴として健康危機管理への対応の強化があります。指揮命令系統の一元化により、新型インフルエンザや HIV 等の感染症や大規模食中毒など広域的で緊急的な課題に迅速に対応するとともに、その基盤となる情報を一元管理できるよう、平成19年4月から、18区に分散していた保健所を1か所に集約した1保健所18保健所支所体制に移行し、健康危機管理機能の強化を図りました。

このように、横浜市では安心できる市民生活の確保に向けた業務にも積極的に取り組んでいます。

これらの施策の企画・推進には保健行政に携わる医師が参加し、他職種の職員と連携しながら活躍しています。医師が関わる分野は広く、今後もその活躍は大いに期待されています。横浜市は、公衆衛生はもちろん、臨床で培った知識・経験を含め、医師としての力を十分発揮できる職場であると考えています。保健行政に関心と熱意のある医師の皆様を心よりお待ちしております。

### 【参考】保健行政医師の配置されている部署(令和4年4月13日現在)

| 保健関係行政組織 |                        | 医師の配置数     |   |
|----------|------------------------|------------|---|
| 健康福祉局    | 保健所                    | 横浜市保健所長    | 1 |
|          |                        | 健康安全部健康安全課 | 6 |
|          |                        | その他        | 2 |
|          | 健康安全部保健事業課             | 1          |   |
|          | 障害福祉保健部                | 5          |   |
|          | 衛生研究所                  | 2          |   |
| 区役所      | 福祉保健センター<br>(18区保健所支所) | 15         |   |
| その他      | こども青少年局                | 5          |   |
|          | 医療局                    | 1          |   |
| 合計       |                        | 38         |   |

## ～ 募集内容 ～

### 受験資格

次の条件をいずれも満たしている医師免許取得者

- ① 採用予定年度4月1日現在の満年齢が65歳未満であること。
- ② 平成16年以降に医師免許を取得した人については、医師法第16条の2に規定する臨床研修を修了又は採用日までに修了が見込まれる人。

▼ 次のア、イに該当する人は受験できません。

ア 地方公務員法第16条の欠格条項に該当する者

#### 地方公務員法（抜粋）

（欠格条項）

第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

イ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

### 採用時期

随時採用

※ 採用時期については個別に相談させていただきます。

### 募集人数

若干名

※ 年度途中で募集を締め切ることがあります。

### 選考方法及び選考日

書類審査のうえ、面接による選考を行います。

可否の決定は、選考の結果を総合して行います。

また、結果は可否を問わず、郵送で通知します。

※ 選考日は、随時開催。

## ～ 勤務先及び業務内容 ～

横浜市健康福祉局、各区福祉保健センター等に勤務することになります。  
各勤務先での主な業務内容は下記のとおりです。

| 所 属                             | 業 務 内 容   |
|---------------------------------|---|
| 健康福祉局                           | (1)横浜市保健事業の企画・総合調整<br>(2)各区福祉保健センターの医務業務等の総括<br>(3)結核、感染症、エイズ、難病対策の総括<br>(4)医療安全(医療監視等)、医療に関する相談<br>(5)医療部門、福祉部門、衛生検査部門等との調整 など   |
| 区役所<br>(市内 18 か所の区<br>福祉保健センター) | (1)区福祉保健事業の企画・総合調整<br>(2)母子保健(乳幼児健診、育児支援等)<br>(3)成人保健(がん検診等)<br>(4)感染症対策(感染症・結核・エイズ対策、予防接種)<br>(5)高齢者対策 (認知症高齢者等への訪問、事業への助言)<br>(6)健康教育(健康に関する講演会等)<br>(7)健康相談(市民からの医学的問い合わせへの対応)<br>など |
| その他関連局                          | こども青少年局、医療局に勤務することもあります。  |

## ～ 勤務条件等 ～

### 勤 務 時 間

平日 8:30 ～ 17:15

※ 土・日、祝日、年末年始休日を除く。

※ 業務の必要に応じて時間外勤務があります。

### 休 暇

●年次有給休暇（年間 20 日）のほか、夏季休暇（5 日）

●結婚休暇、服忌休暇、産前・産後休暇、病気休暇、介護休暇、子の看護休暇などの休暇制度

●育児休業制度、育児短時間勤務制度、自己啓発等休業制度などの休業制度

※ 初年度の休暇付与日数は採用日により変動します。

## **給 与 ・ 手 当** (令和4年5月1日現在)

【例：医師経験5年の場合】

給与月額（地域手当・初任給調整手当を含みます。）

約 575,000 円

給与年額（期末・勤勉手当を含みますが、初年度は採用日により支給割合が変動します。）

約 844 万円

※ このほか、住居手当、通勤手当、超過勤務手当等がそれぞれの支給条件に応じて支給されます。

※ 初任給は「横浜市一般職職員の給与に関する条例」等の規定に基づき、学歴・職歴等経験年数に応じて決定されます。

## **昇 任**

係長以上への昇任については、勤務実績等を考慮し、条例、規則等に基づき行われます。

## **福 利 厚 生**

職員共済組合、職員厚生会等が、職員やその家族の福祉厚生を目的として、種々の給付や事業を行っています。

<福利厚生制度>

財形貯蓄、各種資金貸付、団体保険、慶弔給付、割引購入指定店制度など

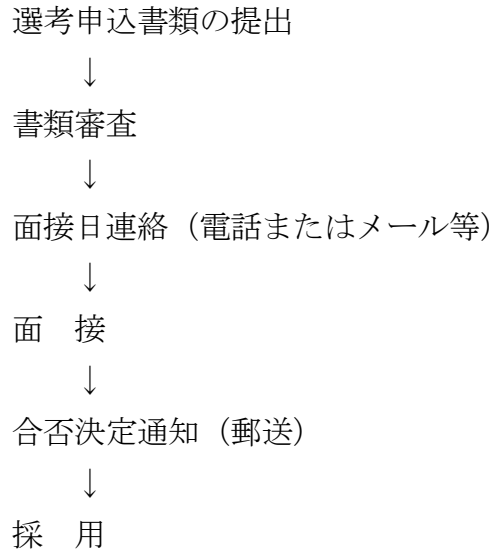
<福利厚生施設>

割引利用契約施設(宿泊施設、スポーツ施設、遊園地、レジャー施設など)

※勤務条件等の内容は、令和4年5月1日現在のものであり、変更になる場合があります。

# ～ 選考申込から採用まで ～

## 手続きの流れ



## 選考申込書類の提出方法

次の書類を提出先まで郵送または持参して下さい。

- ① 横浜市保健行政医師 選考申込書（ホームページに指定様式の掲載あり）
- ② 横浜市保健行政医師 志望理由書（ホームページに指定様式の掲載あり）
- ③ 医師免許証の写し
- ④ 【該当者のみ】平成 16 年以降に医師免許を取得し医師法第 16 条の 2 に規定する臨床研修を修了している場合は、臨床研修修了登録証の写し

※ 郵送の場合は、封筒にも住所・氏名を明記し、封筒の表に「保健行政医師選考申込」と朱書きして下さい。

## ～ 医師による対応 ～

### ○ 医師による対応

本市で働く医師が電話やEメールで保健所医師業務、社会医学系専門医等に関する質問にお答えいたします。

### ○ 保健所等の見学

医師が活躍している職場を見学することも可能です。  
本市で働く医師をご案内いたします。

## 医師による対応を希望する場合の流れ

健康福祉局職員課へ電話（045-671-2378）

↓

↓ ・事務担当による希望内容等の確認

↓ ・氏名・年齢・居住地・勤務先・専門科目・ご連絡先など、  
↓ 差し支えない範囲でお伺いします。

↓

対応医師の決定

↓

医師による電話・Eメール対応、保健所の見学など

## ～ お問い合わせ・書類提出先 ～

### 横浜市健康福祉局総務部職員課職員係

- 提出先 : 〒231-0005 神奈川県横浜市中区本町6丁目50番地の10  
市庁舎15階 みなとみらい線 「馬車道駅」1C出入口直結  
JR・市営地下鉄「桜木町駅」徒歩3分
- 電話 : 045-671-2378
- FAX : 045-664-4739
- E-mail : [kf-ishiboshu@city.yokohama.jp](mailto:kf-ishiboshu@city.yokohama.jp)
- HP : <https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/yokohamashi/org/kenko/sonota/kenko/oshirase/ishiboshu.html>

※ 対応は、平日9:00～17:00の間を基本とします。

※ 保健所等の見学などは、複数名の希望者と合同となる場合があります。

※ 市役所等へお越しいただく際の交通費は、自己負担となります。